1

快適で健全な生活が営めるまちづくり

Ⅰ 環境の現況

本市における大気・水質・騒音・振動等の一般環境の状況を把握するため、市内の環境測定点で常時監視・測定を行っています。近年、環境基準は概ね達成されている状況にあります。

しかし大気では、微小粒子状物質（PM2.5）や浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントなどは環境基準を達成していない状況が続いており、全国的にも同様の状況となっています。

河川の水質は、すべての地点でＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の環境基準を達成しています。

海域は、一部の類型においてＣＯＤ（化学的酸素要求量）が環境基準を達成していません。

湖沼では、測定している 4 地点中 3 地点はＣＯＤの環境基準を達成していますが、Ｔ-Ｎ（全窒素）、Ｔ-Ｐ（全リン）はすべての地点で達成していません。

環境騒音では、市内 6 地点で測定したうち、昼夜ともに環境基準を達成したのは 4 地点でした。自動車騒音で昼夜ともに環境基準を達成したのは、評価を行った区間にある住居等 6,337 戸のうち 5,854 戸でした。

環境関連の苦情件数は前年に比べ増加し、発生源が住居地域のものが全体の約 35%を占めています。

１．環境関連苦情の現状

平成 26 年度に市が受け付けた環境関連の苦情件数は 229 件でした。

苦情の種類では、廃棄物投棄 132 件、大気汚染 46 件、悪臭 21 件、騒音 20 件、水質汚濁 10 件の順となっています。

平成 25 年度の 195 件に対し、平成 26 年度は 34 件増加していますが、廃棄物投棄が 34 件増加したことが主な要因となっています。環境関連の苦情は住民の生活に密着したものが多いため、速やかに現状を確認し、解決を図るよう努めています。

■環境関連苦情受付件数の推移

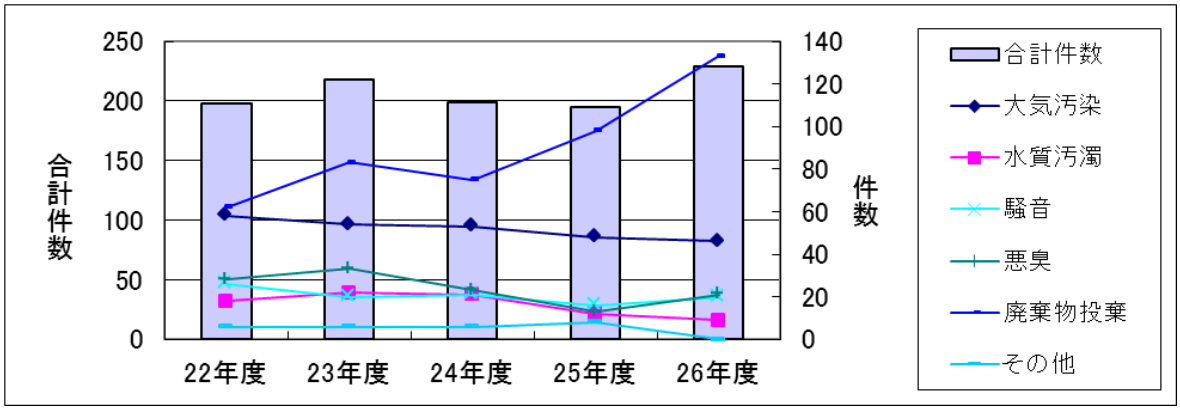

■用途地域別の環境関連苦情受付情報　（単位：件）

被害地域の区分	環境関連苦情の種類								合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	
住居地域	31	5	0	9	0	0	9	27	81
近隣商業地域	0	0	0	2	0	0	1	1	4
商業地域	1	0	0	4	0	0	2	15	22
準工業地域	9	2	0	3	0	0	5	8	27
工業地域	0	0	0	0	0	0	1	3	4
工業専用地域	0	0	0	0	0	0	0	1	1
その他の地域	5	3	0	2	0	0	3	77	90
合計	46	10	0	20	0	0	21	132	229

２．大気の状況

(1) 環境基準等の達成状況（平成 26 年度）

◆大気測定局位置図（山口県位置図）

市内には、県が設置した一般環境大気測定局が 5 局、自動車排出ガス測定局が 1 局あります。

一般環境大気測定局では、二酸化窒素及び一酸化炭素、二酸化硫黄は市内だけでなく、県内すべての測定局で環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は県内すべての測定局で基準を達成していません。また、浮遊粒子状物質は周南市役所を除く 5 つの測定局で基準を達成し、指針値の非メタン炭化水素は周南市役所では未達成ですが、宮の前児童公園は達成しています。

辻交差点は県内唯一の自動車排出ガス測定局で、指針値の非メタン炭化水素以外はすべて達成しています。

大気については広域的な影響を受けることから、周南市だけの取組みでは環境基準の達成が難しい面がありますが、引き続き監視を続けながら、さまざまな対策を検討、実施していく必要があります。

■大気の環境基準等達成状況（平成 26 年度）

測定局		二酸化硫黄		二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	非メタン炭化水素（指針値）	微小粒子状物質
		長期的評価	短期的評価			長期的評価	短期的評価			
一般環境大気測定局										
1	櫛浜支所	○	○	○	—	○	○	—	—	—
2	徳山商工高校	○	○	○	—	○	○	—	—	—
3	周南市役所	○	○	○	—	○	×	×	×	×
4	浦山送水場	○	○	○	—	○	○	—	—	—
5	宮の前児童公園	○	○	○	—	○	○	×	×	×
自動車排出ガス測定局										
6	辻交差点	—	—	○	○	○	○	—	×	—

出典：環境白書　山口県
・○：環境基準達成　×：環境基準超過　—：測定なし

●周南市環境基本計画における目標

項　　目		達成状況（平成 26 年度）	目　標（平成 26 年度）
環境基準達成率	二酸化硫黄	100.0%（5/5 地点）	100.0%
	一酸化炭素	100.0%（1/1 地点）	100.0%
	浮遊粒子状物質	83.3%（5/6 地点）	100.0%
	光化学オキシダント	0%（0/2 地点）	100.0%
	二酸化窒素	100.0%（6/6 地点）	100.0%

(2) 市における測定結果

市では、市内 17 地点で降下ばいじん、15 地点で硫黄酸化物を測定しています。平成 26 年度における降下ばいじんの年平均値は、2.34t/km^2/月、硫黄酸化物は、0.02mg/100cm^2・PbO_2/日で、いずれも近年は行政目標値を達成している状況です。

◆大気測定場所位置図（周南市設置）

■降下ばいじん量・硫黄酸化物量の経年変化

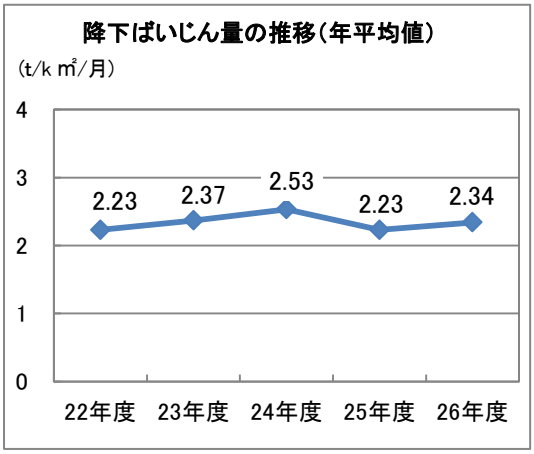

（行政の努力目標値：10t/km²/月）

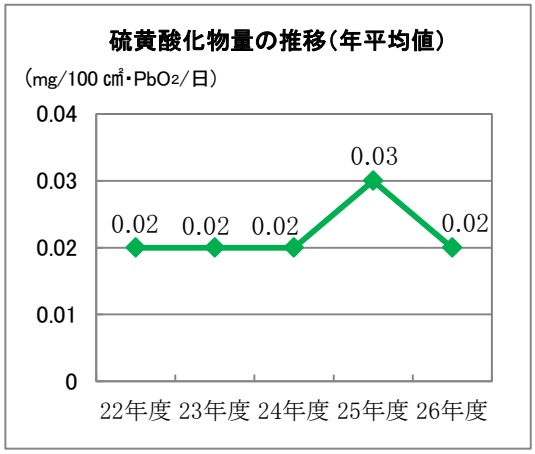

（行政の努力目標値：0.5mg/100㎠・PbO2/日）

※年平均値（毎月１回測定）は、降下ばいじん、硫黄酸化物ともに、用途地域の区分が準工業、商業、住居地域に該当する調査地点の結果から算出。

◆山口県の大気環境の状況

県では、山口県大気環境監視システムにおいて、県内の大気の環境を常時測定し、その速報値等をホームページで公開しています。また、PM2.5 や光化学オキシダントに関する注意喚起について、メール配信サービスも行っています。

本市でも、県と連携し、しゅうなんメールサービスやホームページ、市の緊急連絡体制などを通して、市民の皆さまに速やかに情報提供できるよう努めています。

山口県の大気環境の状況 http://homepage2.nifty.com/yamaguchi-taiki/

しゅうなんメールサービス http://www.city.shunan.lg.jp/section/joho/joho/smail.html

３．水質の状況

(1)河川の状況

①環境基準の達成状況（平成 26 年度）

市内を流れる河川のうち、錦川、夜市川、富田川、島田川及び佐波川の５河川について環境基準が定められており、県が測定しています。

市内に環境基準点がある３河川の５地点すべてにおいてＢＯＤの環境基準を達成しています。

■河川のＢＯＤの環境基準達成状況

河川名	環境基準点	類型	ＢＯＤの環境基準達成状況（年度）				
			H22	H23	H24	H25	H26
錦川	垂門橋	A	○	○	○	○	○
夜市川	湯野国際観光ホテル前の井堰	A	○	○	○	○	○
	常盤橋	B	○	○	○	○	○
富田川	横矢堰	A	○	○	○	○	○
	新開橋	B	○	○	○	○	○

出典：環境白書　山口県

・環境基準達成とは、すべての環境基準点において、日間平均値の環境基準適合日数が総測定日数の 75%以上である場合をいう。

・ＢＯＤは、微生物が水中の有機物質を酸化分解するために必要な酸素量で、大きいほど汚れている。

②市における測定結果

市は、環境基準のない市内の中小 20 河川、23 地点で独自に水質を調査しています。各地点のＢＯＤを環境基準と照らして評価すると、一番厳しい基準であるＡＡ類型に相当する水質の河川が 20 地点、次に厳しい基準のＡ類型に相当する水質の河川が２地点、Ｂ類型に相当する水質の河川が１地点でした。

ＡＡ類型に相当する河川が増えたことから、水質が向上したといえます。これは、合併浄化槽設置費に対する上乗せ補助の実施により、設置が大幅に進んだことが要因の一つとして考えられます。

■環境基準のない河川のＢＯＤの環境基準相当状況

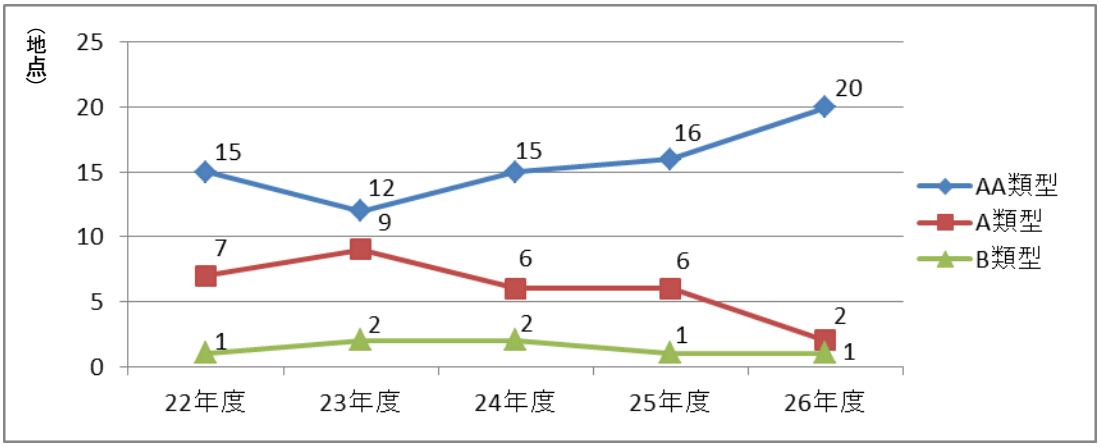

・河川の環境基準の BOD 類型は AA～E まで６分類あり、AA から E にいくほど基準が緩くなる。

●周南市環境基本計画における目標

項　　目			達成状況 （平成 26 年度）	目　　標 （平成 26 年度）
環境基準 達 成 率	河川	BOD	100.0%（5/5 地点）	100.0%

(2) 海域の状況

①環境基準の達成状況（平成 26 年度）

徳山湾では、県が環境基準点を定め、状況調査を行っています。

Ｔ－Ｎ・Ｔ－Ｐについてはすべての地点で環境基準を達成しており、ＣＯＤについてはＡ類型を除いて環境基準を達成しています。Ａ類型が未達成の要因の一つとして、閉鎖性水域であるため、外海との水の交換が行われにくいことが考えられます。また、全国的に見ても閉鎖性水域においてＡ類型は未達成の箇所が多くなっています（達成率約 37%（24/65 地点）（出典：環境省　平成 25 年度公共用水域水質測定結果））。

■海域の環境基準達成状況（平成 26 年度）

海域名	COD 類型	T－P･T-N 類型	達成状況		
			COD	T－N	T－P
徳山湾	A	Ⅱ	×	○	○
	B		○	○	○
	C		○	○	○

出典：環境白書　山口県

・ＣＯＤは、水中の汚濁物質が化学的に酸化するときに必要な酸素量で、大きいほど汚れている。
・ＣＯＤ類型は沖合（Ａ類型）に行くほど基準が厳しくなっている。
・Ｔ－Ｎは、いろいろな化合物の形で水の中に含まれる窒素を、窒素だけの質量濃度で表したもの。
・Ｔ－Ｐは、いろいろな化合物の形で水の中に含まれるリンを、リンだけの質量濃度で表したもの。

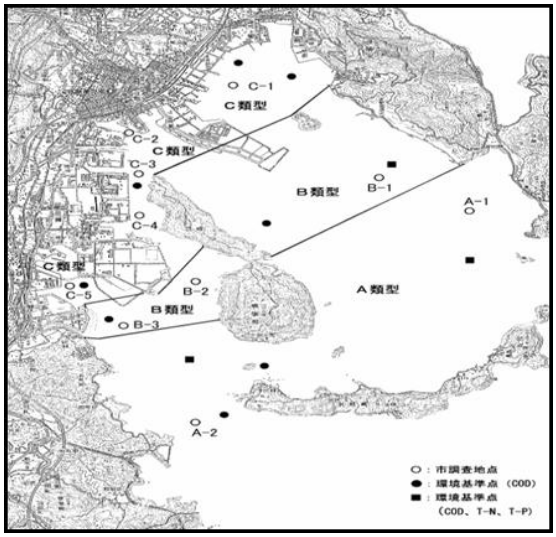

●周南市環境基本計画における目標

項　　目			達成状況 （平成 26 年度）	目　　標 （平成 26 年度）
環境基準 達 成 率	海域	COD	66.7%（2/3 類型）	100.0%

(3) 湖沼の状況

①環境基準の達成状況（平成 26 年度）

市内では、県が定めた環境基準点が菅野湖、菊川湖、高瀬湖、米泉湖の 4 地点にあり、汚濁状況の調査が行われています。どの項目についても毎年いずれかの地点で環境基準未達成が続いていますので、引き続きさまざまな対策を検討、実施しながら水環境の保全に努めていきます。

■環境基準点の環境基準達成状況

湖沼名	環境基準類型			達成状況		
	COD	T－N	T－P	COD	T－N	T－P
菅野湖	A	Ⅱ	Ⅱ	○	—※1	×
菊川湖	A	Ⅱ	Ⅱ	○	×	×※2
高瀬湖	A	—	—	×	—	—
米泉湖	A	Ⅱ	Ⅱ	○	—※1	×※2

出典：環境白書　山口県
※1）菅野湖、米泉湖のＴ-Ｎの環境基準については当分の間適用しないとされている。
※2）菊川湖、米泉湖のＴ-Ｐの環境基準は暫定目標。

●周南市環境基本計画における目標

項　　目			達成状況（平成 26 年度）	目　　標（平成 26 年度）
環境基準達成率	湖沼	COD	75.0%（3/4 地点）	100.0%

(4) 地下水の状況

県では地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質測定計画を策定し、地下水の水質調査を市内 24 地点で行っています。

平成 26 年度の概況調査では、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(5) 赤潮の発生状況

平成 26 年度は、6～9 月及び 11～3 月にかけて赤潮の発生が確認されています。

■赤潮の発生状況

	発生時期	発生海域	赤潮構成種名
1	2014/6/16～7/17	徳山湾	ﾍﾃﾛｼｸﾞﾏ ｱｶｼｵ
2	2014/8/7～9/10	周防灘	ｶﾚﾆｱ ﾐｷﾓﾄｲ
3	2014/11/27～2015/3/13	周防灘	ｶﾚﾆｱ ﾐｷﾓﾄｲ

出典：海鳴りネットワーク　山口県水産振興課

４．騒音の状況

(1) 一般地域における騒音の環境基準の達成状況（平成 26 年度）

市は一般地域における環境騒音を 6 地点で測定しており、環境基準を達成したのは 6 地点中 4 地点でした。

■環境基準達成状況　（単位：地点）

類　　型		調　査 地点数	環 境 基 準 適 合			昼間・夜間とも環境基準を超過
			全区分	昼間のみ	夜間のみ	
一般地域	Ａ地域	2	1	1	0	0
	Ｂ地域	2	1	1	0	0
	Ｃ地域	2	2	0	0	0

・Ａ地域は専ら住居の用に供される地域、Ｂ地域は主として住居の用に供される地域、Ｃ地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のことをいう。

・Ａ地域及びＢ地域の環境基準は昼間が 55 デシベル以下、夜間が 45 デシベル以下で、Ｃ地域の環境基準は昼間が 60 デシベル以下、夜間が 50 デシベル以下。

※全区分環境基準適合とは、昼夜間ともに環境基準に適合したものいう。

●周南市環境基本計画における目標

項　　目	達成状況 （平成 26 年度）	目　　標 （平成 26 年度）
環境騒音の環境基準達成状況	66.7%（4/6 地点）	100.0%

(2) 自動車騒音常時監視の状況（平成 26 年度）

市は、平成 24 年度より騒音規制法第 18 条に基づき、自動車騒音の状況の常時監視を行っています。

平成 26 年度は、計 16 区間において評価しました。対象住居等は 6,337 戸でした。昼夜間とも環境基準を達成したのはそのうちの 92.4%(5,854 戸)、昼間又は夜間のみ環境基準を達成したのは 5.3%(346 戸)、昼夜間とも環境基準を達成しなかったのは 2.2%(137 戸)でした。今後も引き続き、さまざまな対策を検討、実施しながら騒音対策に努めていきます。

■平成 26 年度自動車騒音常時監視結果

測定年度	区間延長（km）	区間の始点	区間の終点	騒音レベル（dB）		環境基準類型	環境基準達成率（%）	評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間夜間とも基準値超過 e
				昼間	夜間			（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）
2013	4.6	大字原	大字大河内（下松市境）	72	71	B	61	84	51	33	0	0
2013	3.4	大字久米	大字徳山三田川	66	65	C	89	1,624	1,441	131	0	52
2010	5.2	大字下上	大字徳山	68	65	C	98	617	602	15	0	0
2013	3.2	大字戸田（防府市境）	大字戸田中河原	72	70	B	80	113	90	19	0	4
2013	1.3	大字徳山三田川	大字徳山上一ノ井手	67	60	B	100	302	301	0	1	0
2009	4.4	大神3丁目	若山2丁目	73	71	B	100	365	365	0	0	0
2014	3.6	若山2丁目	大字戸田中河原	73	71	C	54	140	75	33	0	32
2014	0.2	桜馬場2丁目	桜馬場2丁目	68	60	C	100	135	135	0	0	0
2012	2.5	大字大河内	大字大河内	62	56	B	100	80	80	0	0	0
2012	1.7	大字栗屋	大字櫛ケ浜	70	64	C	88	276	243	0	33	0
2014	4.6	住崎町	古泉1丁目	69	64	C	99	959	947	0	12	0
2009	3.6	古市1丁目	若山1丁目	70	64	C	71	365	259	0	57	49
2011	2.2	遠石3丁目	桜馬場通3丁目	66	61	C	100	160	160	0	0	0
2012	1.9	岐山通1丁目	新宿通6丁目	66	59	C	100	623	623	0	0	0
2014	2.6	大字徳山	清水2丁目	66	59	C	97	464	452	0	12	0
2013	0.8	横浜町	大字櫛ヶ浜	72	66	C	100	30	30	0	0	0
					合計		91	6,337	5,854	231	115	137

●周南市環境基本計画における目標

項　　目	達成状況（平成 26 年度）	目　　標（平成 26 年度）
自動車騒音の環境基準達成状況	92.4%	100.0%

５．化学物質の移動等の状況（ＰＲＴＲ制度）

ＰＲＴＲ制度とは、有害な化学物質がどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、事業所が国に報告し、国がそれらの量を把握・集計・公表する仕組みです。

周南市内の届出対象に該当する事業所も、ＰＲＴＲ制度により化学物質の排出量及び移動量を公表しています。

PRTR データ地図上表示システム http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/

・ＰＲＴＲ･･･Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。

６．下水道、集落排水の普及等の状況

下水道は、雨水による浸水を防ぐとともに、汚水を処理し、海域や河川の水質を保全するなど、快適で衛生的な生活をするために必要不可欠な公共財産です。１日も早く普及率 100%の達成をめざします。

■汚水処理人口普及率　（平成 27 年 3 月末現在）

	行政区域人口	認可区域面積	処理区域面積	整備済管渠延長	処理区域人口(B)	普及率 B/A
公共下水道	—	3,921 ha	3,023 ha	776.4 km	127,981 人	86.6%
集落排水事業	—	279 ha	279 ha	77.4 km	5,766 人	3.9%
合併浄化槽	—	—	—	—	7,944 人	5.4%
合計	147,863 人(A)	4,200 ha	3,302 ha	853.8 km	141,691 人	95.8%

・公共下水道には特定環境保全公共下水道を含む。

＜公共下水道の地区別整備状況＞　（平成 27 年 3 月末現在）

地　域	行政区域人口(A)	処理区域人口(B)	水洗化人口(C)	水洗化率 C/B	普及率 B/A
徳　山	97,245 人	82,745 人	77,624 人	93.8 %	85.1 %
新南陽	31,169 人	30,018 人	29,153 人	97.1 %	96.3 %
熊　毛	15,999 人	12,943 人	11,609 人	89.7 %	80.9 %
鹿　野	3,450 人	2,275 人	1,957 人	86.0 %	65.9 %
周南市全体	147,863 人	127,981 人	120,343 人	94.0 %	86.6 %

●周南市環境基本計画における目標

項　　目	達成状況（平成 26 年度）	目　　標（平成 26 年度）
汚水処理人口普及率	95.8%	93.0%

７．都市計画区域内の土地の利用状況

計画的な土地利用の推進を図るため、「周南都市計画区域（徳山・新南陽地域）」及び「周南東都市計画区域（熊毛地域）」を定めています。

■周南都市計画区域（徳山・新南陽地域）の内訳　（単位：ha）

			周南都市計画区域（徳山・新南陽地域）		
			市街化区域	市街化調整区域	合　計
自然的土地利用	農地	田	181.8	853.5	1,035.3
		畑	141.4	332.6	464.0
		小　計	323.2	1,176.1	1,499.3
	山　林		268.8	13,459.5	13,728.3
	水　面		27.0	142.3	169.3
	その他の自然地		73.6	276.0	349.6
	小　計		692.6	15,053.9	15,746.5
都市的土地利用	宅地	住宅用地	1,058.6	236.5	1,295.1
		商業用地	161.1	12.4	173.5
		工業用地	1,099.3	63.2	1,162.5
		小　計	2,319.0	312.1	2,631.1
	公共・公益用地		364.9	72.9	437.8
	道路用地		489.9	304.5	794.4
	交通施設用地		49.0	6.7	55.7
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0
	その他の空地		66.6	90.9	157.5
	小　計		3,289.4	787.1	4,076.5
合　計			3,982.0	15,841.0	19,823.0

※資料：平成 24 年度都市計画基礎調査

■周南東都市計画区域（熊毛地域）の内訳　（単位：ha）

			周南東都市計画区域（熊毛地域）		
			用途地域	用途地域外	合　計
自然的土地利用	農地	田	54.6	539.4	594.0
		畑	17.7	72.4	90.1
		小　計	72.3	611.8	684.1
	山　林		106.9	3,558.5	3,665.4
	水　面		3.6	36.8	40.4
	その他の自然地		30.4	177.0	207.4
	小　計		213.2	4,384.1	4,597.3
都市的土地利用	宅地	住宅用地	136.5	112.5	249.0
		商業用地	5.6	11.2	16.8
		工業用地	8.4	19.0	27.4
		小　計	150.5	142.7	293.2
	公共・公益用地		33.6	18.2	51.8
	道路用地		58.1	133.4	191.5
	交通施設用地		2.6	4.4	7.0
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0
	その他の空地		11.0	92.2	103.2
	小　計		255.8	390.9	646.7
合　計			469.0	4,775.0	5,244.0

※資料：平成 24 年度都市計画基礎調査

Ⅱ 基本施策の実施状況

１ 公害の未然防止対策の推進

目標：公害の未然防止に努め、快適な生活環境を保全します。

(1) 公害防止体制の整備

①環境審議会の開催

周南市環境審議会は周南市環境審議会条例に基づき設置し、環境の保全に関する事項を調査・審議します。

■平成 26 年度における環境審議会の開催状況

	第 1 回	第 2 回
開催日	平成 26 年 10 月 29 日	平成 27 年 3 月 25 日
諮問	1 件	1 件
報告	1 件	―

②環境保全協定の締結

市と企業は、公害を未然に防止し、住民が健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を保全するため、環境保全協定を結んでいます。

また、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、山口県公害防止条例などによる排出基準よりも厳しい上乗せ基準を定める細目協定を締結しています。

今後も環境保全協定及び細目協定の締結を進め、良好な環境を保全していきます。

■環境保全協定及び細目協定の締結状況 （平成 27 年 3 月末現在）

協定締結内容	協定締結数
環境保全協定	47 社
環境保全協定に基づく細目協定	39 社

●周南市環境基本計画における目標

項　　目	達成状況 （平成 26 年度）	目　　標 （平成 26 年度）
環境保全協定締結数	47 社	60 社

③地域対話の実施

地域対話とは、企業が地域と相互理解を図るために「対話」を通じて、地域住民の不安や疑問に応え、また自主的な取組みを紹介し、事業活動への理解を深めてもらう自主活動のひとつです。

■平成 26 年度の地域対話の実施状況

実施状況	
周南地区地域対話	平成 26 年 11 月 14 日(金)

(2) 調査・監視体制の整備

①環境保全協定に基づく自主監視の実施

環境保全協定に基づく細目協定の締結企業は、大気、水質、騒音・振動等について、自主監視の実施とともに、市も立入り調査により確認しています。

平成 26 年度の立入り調査では、すべての企業において細目協定による協定値が遵守されていました。

２　大気環境の保全

目標：快適な大気環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

(1) 自動車排ガス対策の推進

①市役所におけるエコカー（低公害車）の導入

市の公用車（総務課管理）は全部で 227 台あります。そのうちハイブリッド車は 29 台で全体の約 13%で、電気自動車は 4 台です。また、低排出ガス認定車 167 台を含めると、全体の約 88%がエコカーです。これからも計画的にエコカーの導入を進めていきます。

(2) 工場の排ガス対策の推進

①排ガス中のばいじん濃度、窒素酸化物濃度及びダイオキシン類の調査

市では環境保全協定に基づき、協定締結企業が排出するガスの濃度を測定しています。平成 26 年度はばいじん濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度、塩素濃度及びダイオキシン類濃度を測定しました。協定値の超過はありませんでした。

■平成 26 年度における工場の排ガス測定結果

調査項目	調査地点数	協定値超過数
ばいじん濃度	2 地点	0 地点
窒素酸化物濃度	2 地点	0 地点
塩化水素濃度	2 地点	0 地点
塩素濃度	2 地点	0 地点
ダイオキシン類濃度	1 地点	0 地点

３ 水環境の保全

目標：快適な水環境を保全・創出し、環境基準の達成を目指します。

(1) 生活排水対策の推進

①浄化槽設置費補助の実施

公共下水道及び集落排水の処理区域でない地域の家庭に浄化槽設置費を補助し、生活排水による環境負荷の低減を図っています。

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間、従来の補助金に加え市単独の上乗せをしました。5 年間の補助件数は合計 752 件でした。

■浄化槽設置費補助件数の推移

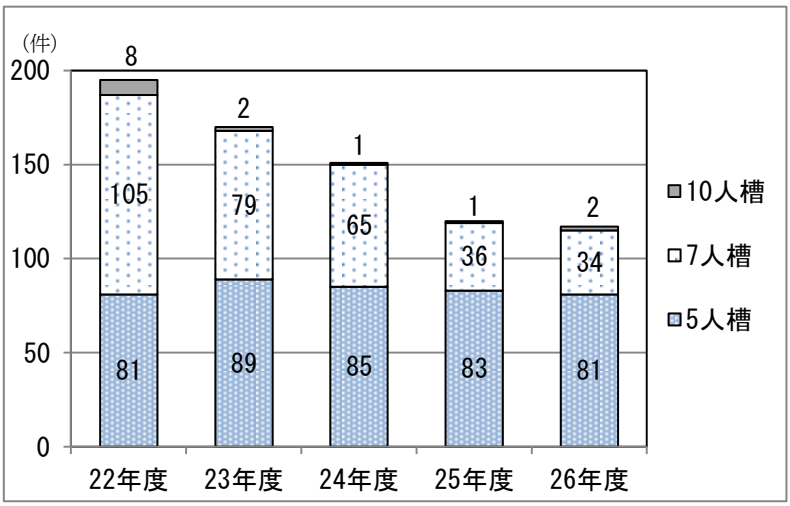

②水洗化融資制度の実施

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間、トイレの水洗化を促進するため、水洗化資金の融資あっせんと利子補給を行いました。

(2) 事業場の排水対策の推進

①工場排水の調査測定

市は、企業との環境保全協定に基づき、工場排水の水質を測定しています。平成 26 年度は協定値の超過はありませんでした。

■平成 26 年度における工場排水の水質調査結果

主な検査項目	調査地点数	調査件数	協定値超過数
排水量、水温、ｐＨ（水素イオン濃度指数）、ＳＳ（浮遊物質量）、ＣＯＤ（化学的酸素要求量）、Ｔ－Ｎ（全窒素）、Ｔ－Ｐ（全リン）	37 地点	473 件	0 件

(3) 健全な水環境の保全

①公共施設の透水性舗装の施工

透水性舗装は、雨水を地下に浸透させることで、下水や河川の氾濫の防止や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果があります。

■平成 26 年度における透水性舗装の施工状況

名　称	施工数量
周南緑地、周南緑道、都市公園の透水性舗装	A＝18,481 ㎡
市道櫛ヶ浜臨港線歩道の透水性舗装	L ＝ 53.0m A ＝123.3 ㎡

４ 騒音・振動の防止対策の推進

目標:快適な音環境を保全・創出し、環境基準の達成をめざします。

(1)事業場の騒音・振動対策の推進

①工場騒音、振動の調査

市は、企業と締結した環境保全協定に基づき、年１回の立入り調査を実施しています。平成 26 年度は協定値の超過はありませんでした。

■平成 26 年度における工場騒音・振動の調査結果

項　目	測定企業数	測定地点	協定値超過数
騒音、振動	26 社	77 地点	0 地点

５　土地利用の適正化

目標：土地利用の適正化を図り、快適な生活環境を維持・創出します。

(1) 計画的な土地利用の推進

市内各地域の特性を活かした、適正かつ合理的な土地利用等の基本方針を定めた「周南市都市計画マスタープラン」に基づき、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した各種整備等を市民と行政の協働により推進しています。

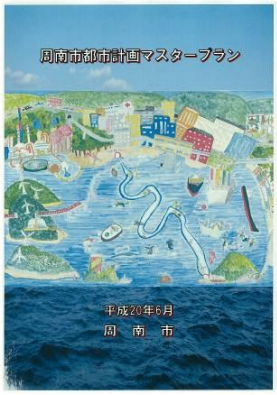

【周南市都市計画マスタープラン】

(2) 快適な生活環境の維持・創出

①緩衝緑地の整備

住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭などの公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止等を目的とする緩衝緑地として、開設面積 79.61ha の周南緑地が市の中心部に整備されています。

平成 26 年度には、周南緑地内の陸上競技場と野球場の間に位置し、施設内の主園路となる幹線園路の整備を行いました。